

飯塚市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第30号

飯塚市電子計算組織の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

飯塚市電子計算組織の管理運営に関する規則(平成18年飯塚市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(処理事務の範囲)</p> <p>第3条 総務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)の電子計算組織により処理する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)第1条に規定する部、飯塚市支所設置条例(平成18年飯塚市条例第8号)に規定する支所、飯塚市事務分掌規則(平成18年飯塚市規則第3号)第2条第2項の会計課、飯塚市議会事務局、飯塚市選挙管理委員会事務局、飯塚市農業委員会事務局、飯塚市監査事務局、飯塚市教育委員会事務局及び飯塚市企業局のそれぞれに係る事務</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(処理事務の範囲)</p> <p>第3条 総務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)の電子計算組織により処理する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)第1条に規定する部、飯塚市支所及び出張所設置条例(平成18年飯塚市条例第8号)に規定する総合支所、飯塚市事務分掌規則(平成18年飯塚市規則第3号)第2条第2項の会計課、同条第3項の出張所、飯塚市議会事務局、飯塚市選挙管理委員会事務局、飯塚市農業委員会事務局、飯塚市監査事務局、飯塚市教育委員会事務局及び飯塚市企業局のそれぞれに係る事務</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。